## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では、水戸市歴史的風致維持向上計画(第1期)に基づき、歴史的風致の維持 と向上を図ってきました。その結果、歴史的建造物の整備や歴史的景観の向上、民俗 芸能活動の活性化など、一定の成果を得ることができました。

しかしながら,歴史的建造物の老朽化や民俗芸能継承者の減少などが依然として課題として残されています。また,市民や近年増加している観光客へのわかりやすい情報発信の手法など,新しい課題が生じています。

### (1) 歴史的建造物等の整備,保存,活用に関する課題

本市では、1945 (昭和20) 年8月の空襲で当時の市街地の約7割を焼失し、多くの歴史的な建造物やまちなみが失われましたが、弘道館、八幡宮、薬王院をはじめとした歴史的建造物が現存しており、偕楽園をはじめとした国・県・市指定の史跡も数多く有しています。

第1期計画期間中において,歴史的建造物の調査を行い,市指定文化財として3件の指定,国登録有形文化財として2件の登録,歴史的風致形成建造物として4件の指



弘道館(特別史跡)の敷地内で、 かつて文館があった場所

定に至りました。あわせて、弘道館や偕楽園、八幡宮といった歴史的建造物の修理 事業にも取り組むとともに、史跡の整備などを進め、来場者が利用しやすい環境を 整えました。

しかし、指定や登録された歴史的建造物のうち、老朽化が進行しているものや、 耐震性が不足しているものがあります。また、歴史的建造物のうち、調査・研究が 不足し、未指定のままとなっているものがあります。

## (2) 歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上に関する課題

水戸市の中心街では、往時の水戸城下町における区画の名残をみることができます。また、偕楽園や八幡宮、そして保和苑の周辺等は空襲による被害が少なく、歴史的建造物が集積しています。さらに、郊外には古くからの建造物が残されています。しかしながら、それら周辺には様々な建造物や電柱等が建ち並び、高層建築物の増加や屋上などへの大きな広告物が掲出されるなど、景観に大きな影響が及ぶ可能性がありました。

本市では、風致地区や高度地区等の設定や、 景観計画を策定して、その影響の防止に努めてきましたが、第1期計画においても、重点区域のなかで特に、①弘道館・旧水戸城周辺、②偕楽園周辺、③備前堀周辺、④八幡宮・保和苑周辺等を中心に、歴史的建造物と周辺環境の調和を図る事業を進めました。これら区域については、いずれも歴史的景観に配慮したデザインへの改修が進められました。また、③備前堀周辺では景観形成基準に合った建築物への助成を進めました。



周辺景観と調和がとれていない弘道館 周辺道路と空地

これら区域においては、景観の向上が図られました。しかし、歴史的建造物周辺の公園や道路の柵や電柱、住宅や門、塀などの形態・意匠が歴史的景観と調和しない箇所も残っています。また、屋外広告物の掲出により、歴史的建造物周辺の景観や眺望に支障をきたす箇所があります。

## (3) 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化に関する課題

本市には、吉田神社、八幡宮、東照宮、鹿島神社、有賀神社等の神社で執り行われる祭礼、大串のささらばやしに代表される民俗芸能、水府流水術や北辰一刀流などの武芸、偕楽園や弘道館を舞台に実施される梅まつりなどの伝統行事など、主に江戸時代に由来を持つ歴史と伝統を踏まえた人々の活動が数多く残されています。これらの中には、県や市の無形民俗文化財に指定されているものもあり、現在は保存会などを中心に保存・伝承活動が行われています。

第1期計画では、担い手の継承や運営組織の強化を図るため、市内の保存団体に 伝承保存及び後継者育成のための支援を行いました。また、民俗芸能伝承者による 実技を披露する機会を設け、幅広く市内外の人々にPRすることができました。

さらに、民俗芸能の調査・研究を行い、新たに文化財指定を行いました(市指定無形文化財3件、無形民俗文化財1件)。

しかし、少子高齢化社会に伴い、これらの活動を担う人々の高齢化が進み、後継者が不足しています。また、地域におけるコミュニティ意識の希薄化などで、参加者の減少や規模の縮小等がみられます。そのため、かつての賑わいが失われつつあるとともに、どのような内容で実施されていたのかを知る市民も少なくなっています。

## (4) 歴史的風致等に関する情報発信と市民への普及啓発に関する課題

歴史的風致の根幹を成すものに, 歴史的建造物や民俗芸能等を含む様々な有形・無形の文化財があります。これらは水戸の歴史・文化を今に伝え, 水戸らしさを示す大切な証拠であると同時に, 市外の人々に水戸の魅力を理解してもらうための貴重な観光資源になりうるものです。

そこで、水戸の文化財や歴史的風致について、 市民・観光客問わず多くの人々にその魅力を知ってもらうため、市の広報誌やホームページと ともに、市内各地に文化財説明板を設置することで、周知に努めてまいりました。



外国語に対応していない 文化財説明板

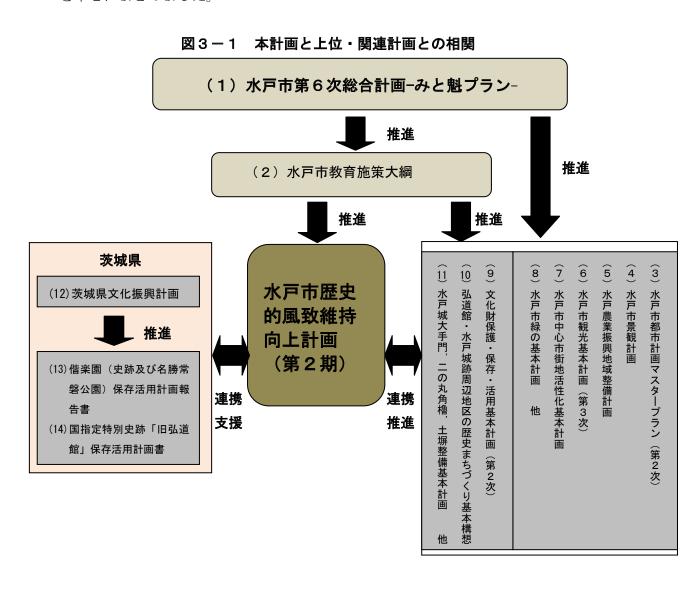
しかしながら、SNSを有効的に活用することや市の広報のみならずタウン誌等に積極的に情報が提供できていないなど、市内外の幅広い層、特に若年層への情報の提供が不足しています。

さらには、今後ますます増加すると見込まれる本市への観光客、なかでも外国人 観光客に対して、情報提供を行うための外国語に翻訳した説明板の設置が不足して います。

また,歴史的建造物や民俗芸能等を題材としたイベントや講座等の実施等による普及啓発も少ない状況です。

# 2 既存計画との関連性

本計画の上位計画である総合計画,及び本計画に関連する主な計画等は以下のとおりです。ここでは,本市の各種計画における歴史的風致の維持向上に関わる位置付けを中心にまとめました。



# (1) 水戸市第6次総合計画ーみと魁プランー(2014(平成26)年3月策定)

本市は、都市づくりの基本方針となる「水戸市第6次総合計画」を策定し、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」、「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」、「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」の3つの理念のもと、将来都市像を「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」と定め、その実現に向けた各種施策を位置付け、計画に基づく施策を推進しています。

基本計画の重点プロジェクトの一つ、「~水戸の自然、歴史、文化の魅力を生かした~観光集客力アッププロジェクト」では、本市の有する歴史・文化の魅力の向上に優先的かつ集中的に取り組むこととしています。また、歴史的資源を活用したまちづくりは、観光や都市景観、にぎわい、交流の創出に重要な要素となっていることから、基本計画・各論で歴史まちづくりに係る施策が位置付けられています。

図3-2 水戸市第6次総合計画の施策の柱と重点プロジェクト

# 将来都市像(「笑顔あふれる安心快適空間)未来に躍動する(魁のまち・水戸」

### 施策の柱

- 1 笑顔にあふれ快適に暮らせる「みと」づくり
- 2 未来に躍動する活力ある「みと」づくり
- 3 水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある「みと」づくり
- 4 市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり

### 魁のまちづくり重点プロジェクト

- 1 ~将来の水戸を担う子どもたちを育む~ 未来への投資プロジェクト
- 2 ~安全・安心を実感できる~ 災害に強いまちづくりプロジェクト
- 3 ~水戸の自然,歴史,文化の魅力を生かした~観光集客カアッププロジェクト
  - ⇒戦略的な取組(抜粋)
  - ・偕楽園・千波湖周辺の魅力づくり
  - ・弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくり
  - ・歴史・観光ロードの整備
  - ・戦略的観光PR活動の推進
  - ・回遊できるまちなか観光散策コースの構築
- 4 ~人が集い、地域経済の活性化をリードする~ まちなかにぎわい・活力創造プロジェクト

## (2) 水戸市教育施策大綱(2016(平成28)年策定)

本大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとして策定されたものです。教育目標を「知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間(水戸人)の形成に努める」と定めます。

基本理念を「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」として、「歴史を学び 未来へ受け継ぐ人づくり」を目標の一つとして、「市民との協働により、水戸なら ではの風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴 史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。」としています。

## (3) 水戸市都市計画マスタープラン (第2次) (2015 (平成27) 年策定)

この計画は、「全体構想」と「地域別構想」から構成され、目指すべき将来像と して「持続可能なコンパクトなまち」を掲げています。

全体構想では、「分野別まちづくりの方針」の4つの視点のうち、「都市活力の向上等」において、施策として「水戸ならではの歴史を生かした拠点づくり」、「魅力ある景観の形成」、「歴史まちづくりによる道路の整備」、「観光資源や魅力向上を図るための公園の整備・充実」を掲げています。

地域別構想では、市域を全 13 地域に分類し、さらに各地区に分類して、個別にガイドプランを設定しています。地区として、「弘道館・水戸城跡周辺地区」、「偕楽園・千波湖周辺地区」、「保和苑周辺拠点」、「備前堀周辺地区」等を設定して、水戸の歴史と文化、自然景観を生かした風格と潤いのあるまちづくりを目指し、良好な景観の形成の誘導を図ることとしています。

#### (4) 水戸市景観計画(2008(平成20)年改定)

この計画は、2004 (平成 16) 年制定の景観法に基づき、魅力ある都市景観の形成を目指すため、これまでの都市景観基本計画を水戸市景観計画として 2008 (平成 20) 年に改定したものです。

基本方針のなかで「風格、味わいある歴史・文化景観の育成」「自然や歴史と調和した美しいまち並みの形成」を掲げ、歴史的資源のつながりや回遊性の向上を図るとともに、歴史的資源を保全・再生・再認識し、伝統文化を発見し、継承することとしています。

弘道館・水戸城跡周辺地区(本計画では「三の丸周辺地区」と呼称), 偕楽園周辺地区, 保和苑周辺地区, 備前堀周辺地区について, 重点的に景観形成を図る地区として定めています。(→P163)。

# (5) 水戸農業振興地域整備計画(2012(平成24)年9月改定)

この計画は、優良農地の確保、保全を基調として、農業における計画的な土地利用を推進するために策定され、2012(平成24)年に改定されたものです。

「生活環境施設の整備計画」にて、農村地域の文化性にふれ、地域伝承文化を農村のもつ地域遺産と位置づけ、地域伝承文化の承継を推進することで、農村の特性を活かした都市との交流関係を築き、活力と潤いのある農村の創造を目指していくこととしています。

図3-3 水戸農業振興地域整備計画土地利用計画図

# (6) 水戸市観光基本計画 (第3次) (2015 (平成27) 年8月策定)

この計画では、目指す将来イメージを「おもてなしと歴史・文化・自然によって 新たな感動に出会えるまち 水戸」と定め、弘道館などの歴史的資源をはじめとす る多様で魅力ある観光資源を活用し、観光客を惹きつけ、多くの観光客に来訪いた だける観光都市を目指すこととしています。

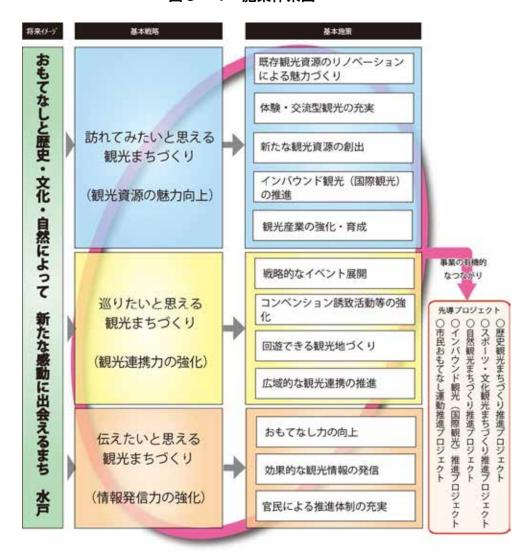


図3-4 施策体系図

## (7) 水戸市中心市街地活性化基本計画(2016(平成28)年6月策定)

この計画は、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上のために推進していく具体的な取組、目標、計画を定めたものです。

弘道館周辺地区は、計画区域に含まれ、目標を達成するための主要事業として「弘 道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり」を位置付けています。

# (8) 水戸市緑の基本計画(2017(平成29)年5月策定)

この計画は、2004(平成 16)年に改正された都市緑地法に基づき、中長期的な 視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画として策定したもの です。

基本理念の一つとして「歴史と緑が息づくまち」を掲げ、本市には偕楽園に象徴される緑の歴史があり、安全・安心はもとより散策や四季の移ろいを感じる自然、遺跡など歴史的な味わいといった豊かな市民生活が営なまれ、水戸ならではの歴史と緑が息づくまちをつくるとしています。

そして,歴史的・文化的環境の保存と活用とともに偕楽園や千波公園の再整備を 進めるとしています。

# 図3-5 基本方針

# 基本方針 1 緑の保全,緑化の推進

農地、樹林地、水田等の豊かな資源や、中心市街地に近接し、本市を代表する歴史的資源でもある偕楽園周辺の緑、特色ある水と緑の保全・再生を進めます。

- 1 緑の保全
- 2 多面的な緑の保全
- 3 民有地の緑化

# 基本方針 2 人々が訪れ、親しまれる緑づくり

市民が身近に自然とふれあえる場として、また、本市を訪れる人々をひきつけるような偕楽 園公園など特色ある資源を生かすとともに、市民ニーズに合わせた公園などの緑をつくり育 てていきます。

- 1 魅力向上に向けた公園等の整備
- 2 市街地内の身近な公園等の整備

# 基本方針 3 安全・安心なまちを実現する緑づくり

地震・洪水・津波などの自然災害や二次的な火災や事故などに対応して、より安全・安心なまちの実現に向けて公園などの整備を進めます。

1 災害に対応した公園の整備、緑地の保全

# 基本方針 4 市民との協働による緑づくり

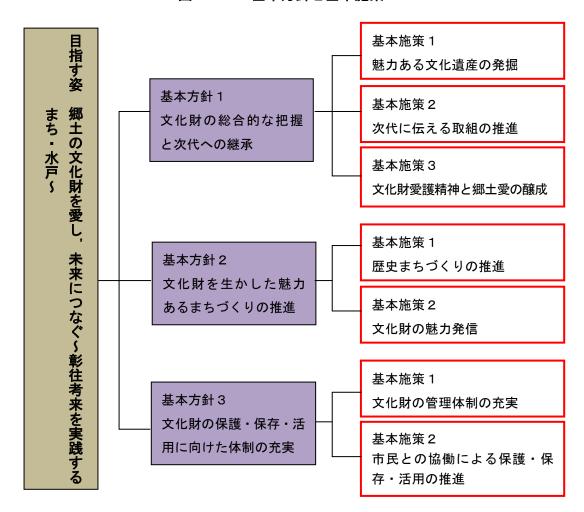
身近な緑のまちづくり、ビオトープの管理など緑を「まもり」、「つくり」、「育て」、「楽しむ」行動を市民とともに進めていきます。

1 市民との協働による緑のまちづくりの推進

## (9) 水戸市文化財保護・保存・活用基本計画(第2次)(2018(平成30)年2月策定)

この計画は、文化財を確実に次世代に継承していくとともに、社会環境の変化等に対応し、文化財の保護・保存・活用に掛かる施策の推進の指針として策定したものです。基本施策の一つとして、歴史まちづくりを推進するとしています。

図3-6 基本方針と基本施策



# (10) 弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想

(2014 (平成 26) 年 11 月策定)

この計画は、弘道館・水戸城跡周辺地区について、「水戸の顔にふさわしい 天下の魁の精神を受け継ぐ歴史・文化交流拠点の形成」を基本理念とし、歴史的資源を活用しながら、水戸城跡の魅力を最大限に味わい、集い、交流する歴史まちづくりを進めることとしています。

歴史まちづくりの視点として、「誰もが水戸城を感じることができる歴史的空間づくり」、「水戸城跡の魅力資源を繋ぎ、楽しく歩きたくなる回遊性の創出」、「歴史的資源や回遊空間の保全・活用による、市民や観光客の交流拠点づくり」を設定しています。また、具体的取組として、次の事業を掲げています。

表3-1 弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想の具体的取組

| 取組内容          | 事業                           |
|---------------|------------------------------|
| ①魅力ある歴史的建造物の  | ・水戸城歴史的建造物(大手門・二の丸角櫓・土塀)の復元整 |
| 復元整備          | 備                            |
|               | ・歩いて楽しめる回遊ルートの設定             |
| ②歴史の感じられる歩行者空 | ・歴史的景観に調和した道路整備              |
| 間の形成          | ・水戸城歴史的建造物(白壁塀, 杉山門等)の再生整備   |
|               | ・弘道館東側用地の有効活用                |
| ③中心市街地のにぎわいと  | ・回遊できる観光地づくり                 |
| 交流の創出         | ・既存観光資源のリノベーションによる魅力づくり      |
| ④歴史的景観の保全と形成  | ・景観法の届出による景観誘導               |
|               | ・高度地区、屋外広告物条例、風致地区条例による規制    |
|               | ・風格ある歴史的景観の形成                |
|               | ・歴史的資源の適切な保護,保存              |

## (11) 水戸城大手門, 二の丸角櫓, 土塀整備基本計画(2015(平成27)年10月策定)

この計画は、「(9) 弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」をうけて、大手門、二の丸角櫓、土塀の整備について、基本的な考え方と方針を定めたものです。整備計画(平成31年度に完成)と動線計画、さらに完成後の管理・活用計画を定めています。

#### (12) 茨城県文化振興計画 (2017 (平成 29) 年 3 月策定)

本計画は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために茨城県が策定したものです。

基本目標を、『~県民一人ひとりが主役~文化が創る・つなぐ「人と地域が輝くいばらき」』とし、伝統文化や生活文化を継承する担い手づくりに向けた取組や、 伝統文化を継承するために必要な資金や人材の確保などに対応する取組を支援することとしています。

さらに、地域の文化的資産の集積を観光や地域振興等のために積極的に活用し、地域の魅力や活力を向上させ、地域づくりや賑わいづくりにつなげることとしています。あわせて、次世代へ確実に継承するために、国、県等による文化財指定を進めるとともに、県内に所在する文化財の状況を把握し、適切な保存のための調査や整備及び埋蔵文化財の発掘調査等を推進するとしています。

# (13) 借楽園 (史跡及び名勝常磐公園) 保存活用計画報告書

(2007 (平成 19) 年 12 月策定)

茨城県において、偕楽園(常磐公園)の保存管理や運営活用の方向性とともに、 文化財庭園に指定されている本園、桜山、丸山を対象として保存・整備・活用計画 を定めたものです。

表3-2 偕楽園の保存管理・整備・活用の基本方針

| 項目    | 内容                        |
|-------|---------------------------|
| ①保存管理 | ・文化財庭園としての本質的な価値の保全       |
|       | ・史的根拠に基づいた園の構成要素の保存管理     |
|       | ・周辺環境を包括した一体的な保全          |
|       | ・県民の精神的な核としての保存           |
| ②整備   | ・庭園の価値を保存するための整備          |
|       | ・文化財庭園の価値の理解を促すための整備      |
|       | ・来園者へのサービスのための整備          |
|       | ・来園者の安全を守るための整備           |
|       | ・諸施設の整備                   |
| ③活用   | ・多様な来園者を想定した利活用を図る。       |
|       | ・制限を越えた来園者の対応など計画的な運営を行う。 |
|       | ・積極的な公開や情報公開を行う。          |
|       | ・県民などの主体的な参画を促す。          |
|       | ・公園マネジメントを確立する。           |

# (14) 国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書(2017(平成29)年3月策定)

茨城県において、「旧弘道館」の本質的価値を適切に保存し、次世代へと確実に 伝えていくことを目的として策定されたものです。

表3-3 弘道館の保存・活用・整備・運営・体制の基本方針・方向性

| 項目        | 内容                                  |
|-----------|-------------------------------------|
| ①保存(保存管理) | ・本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について,1857(安     |
|           | 政4)年の本開館時の弘道館の姿を基準として確実な保存(保存       |
|           | 管理)を行う。                             |
| ②活用       | ・「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深め       |
|           | ていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活       |
|           | 用を図り, 将来的には, 1857 (安政4) 年の本開館時の弘道館の |
|           | 姿を目標にして後世に継承していく。                   |
| ③整備       | ・本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整       |
|           | 備を行い、1857 (安政4)年の本開館時の弘道館の姿を目標にし    |
|           | て段階的な整備を進める。                        |
|           | ・短期整備として防犯設備の整備や、解説・展示機能やガイダン       |
|           | ス機能、案内機能の充実化に必要な整備や、園路のバリアフリー       |
|           | 化等の利便性向上のための整備を実施する。                |
|           | ・可能な場所から発掘調査を行う。                    |
|           | ・中長期的整備として、今後整備基本計画や建造物の保存活用計       |
|           | 画を策定し、建造物の修理や収蔵施設整備等を進めるともに、文       |
|           | 館といった藩校時代の諸施設の再現に合わせて, 管理機能やガイ      |
|           | ダンス機能,便益機能等の向上に向けた整備を進める。           |
| ④運営·体制    | ・「旧弘道館」の確実な保存と,地域と連携した活用を進めるた       |
|           | めの運営や体制の構築を図る。                      |

## 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題であげた4点に沿って以下のとおり方針を定めることとします。

# (1) 歴史的建造物等の整備, 保存, 活用

- ア 歴史的風致形成建造物,指定文化財,又は登録有形文化財に指定・登録された 歴史的建造物等について,整備(耐震補強・修理・復元を含む。)を行いながら 保存を進めるとともに,観光資源等として活用します。
- イ 新たな歴史的風致形成建造物,指定文化財,又は登録有形文化財への指定・登録に向けた調査・研究を進めます。あわせて,歴史的風致形成建造物,指定文化財,又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等の調査・研究を進めます。

## (2)歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上

- ア 公園及び道路等の公共施設について,歴史的背景や景観に配慮した整備を進めます。
- イ 建築物 (門や塀なども含む。) の形態意匠の誘導や屋外広告物等の規制等により, 歴史的建造物等と調和した景観形成を進めます。

# (3)民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化

- ア 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承を図るため, 伝承保存や後継者の育成 を支援します。
- イ 民俗芸能等の保護団体と協働し、発表機会を提供する等、活動の活性化を図ります。

## (4)歴史的風致等に関する情報発信と市民への普及啓発

- ア 広報誌をはじめ、ホームページやSNS等を通して、日本遺産の認定を受けた 文化財をはじめとする歴史的風致や歴史的資源に関する情報発信に取り組みま す。また、多言語化に対応した文化財説明板を設置し、世界中から水戸を訪れた 人々に対して、水戸の歴史・文化について理解の促進に努めます。
- イ 各種イベントや講座等の実施による普及啓発を通して,市民の歴史的風致や歴 史的資源に対する意識醸成を図ります。

## 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本市では、文化財保護行政を教育委員会事務局教育部歴史文化財課が所掌しています。本計画に基づく方針及びそれに基づく各種の施策の実施に当たっては、文化財部局とまちづくり部局の連携が必要不可欠であるため、「水戸市補助機関に関する規程」に基づき、文化財保護行政を統括する教育部長を委員長に、都市計画行政を統括する都市計画部長を副委員長に置き、庁内の関係課長をもって組織する「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置し、本計画の策定及び推進などに関する各部課間の合意形成及び連絡調整を行うこととします。また、検討委員会の下部組織として歴史文化財課長を座長、都市計画課長を副座長として、関係課の課長補佐級の職員で構成する「水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループ」を設置します。

なお、当委員会の庶務については歴史文化財課が担当することとし、良好な景観の 形成に関する施策を主管する都市計画課と十分に連携を図ります。

また,市文化財保護審議会ほか学識経験者や専門家の意見を取り入れながら計画を 推進します。

## 【委員の構成】

教育部長(委員長) 都市計画部長(副委員長)

政策企画課長,交通政策課長,財政課長,市民生活課,商工課長,観光課長 建設計画課長,道路管理課長,建築課長,都市計画課長,建築指導課長

公園緑地課長,市街地整備課長,教育企画課長,学校施設課長

計画に基づく各種の事業については、次のとおり各事業担当課と歴史文化財課が連携して進めます。

図3-7 計画の実施体制 庁内組織 審議組織 (歴史的風致維持向上計画検討委員会) (水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループ) 提案 市文化財保護審議会 事務局 (歴史文化財課) 歷史的風致維持向上計画協議会 意見 各事業担当課 意見·助言 歴史的風致形成建造物の指定 各事業担当者(官・民) 助言 推進 支援 玉 事業の実施 茨城県